

震災対策特別訓練コースに係る基金訓練の認定基準

東日本大震災により、東北地方沿岸部を中心に広範囲にわたって甚大な被害が生じ、その復旧・復興に必要な人材の育成・確保が急務になっている。特に、被災地で発生している膨大な量の損壊家屋等のがれきの処理等に必要の人材を育成するため、車両系建設機械等の運転に係る技能講習を実施する特別訓練コースの設定ニーズが高まっている。

このため、緊急人材育成・就職支援基金による職業訓練（以下「基金訓練」という。）に当該技能を取得できる特別訓練コース（「以下「震災対策特別訓練コース」という。）を新設することとし、同コースの質を担保するため、本基金訓練が満たすべき基準（以下「認定基準」という。）を次のとおり定める。

（実施機関）

1 本基金訓練の実施機関は、青森県、岩手県、宮城県、福島県又は茨城県に教育訓練実施施設を設置して教育訓練を行っている者のうち、車両系建設機械等に係る登録教習機関（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項の者をいう。）であること。

車両系建設機械等に係る労働安全衛生法第76条第1項の技能講習の修了資格取得に係る教育訓練に加えて、道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条第1項の大型特殊免許（第1種）の取得に係る教育訓練をも行おうとする場合には、登録教習機関であるとともに、当該車両系建設機械等に係る同法第99条第1項の指定を受けた自動車教習所でもあること。

（教育実績）

2 教育訓練を行う者のこれまでの入校状況、事業実績等にかんがみ、安定した事業運営が可能と認められること。具体的には、認定計画申請日以前の直近1年間、教育訓練を実施しており、入校実績・修了実績を有する者又は認定計画申請日以前に基金訓練の認定を受けたことがある者であること。

（組織体制、施設・設備）

3 労働安全衛生法令又は道路交通法令に定める設備・施設のほか、以下に掲げる設備・施設を保有し、かつ教育訓練及びこれに付帯する事務を適切に運営できる組織体制として、各般の責任者、訓練指導担当者等を配置していること。

(定員)

定員は、概ね10人以上30人以内とすること。

(事務局)

教育訓練の運営に当たって、施設・設備及び訓練指導体制等の教育訓練全般に係る責任者1名を配置でき、かつ受講者からの問い合わせ等に常時対応する窓口としての運営・管理担当者を教育訓練の実施施設の事務室に1名以上配置する体制を整備すること。

(実施場所)

教育訓練の実施場所は、訓練期間中は、原則として同一の場所とする。ただし、実技実習については、この限りではないこと。

(施設)

教室の面積は、受講者1人当たり1.65㎡以上であること。

事務室は、教室とは別の部屋として完全に分離され、同一の又は近隣の建物内に整備されていること。

(設備)

教室は、教育訓練に必要な受講者用の机・イス及び教育訓練用掲示機材(ホワイトボード等)が必要数整備されていること。

労働安全衛生法令等により、定期点検、講習又は免許が必要とされている機械等の使用に当たっては、これに関する必要な措置が講じられていること。

受講者が快適に教育訓練を受講できる照明、空調・換気、トイレ(男女別であること)、洗面所、事務室等が整備されていること。

(訓練科の名称)

4 訓練科の名称は、建設機械運転科とすること。

(訓練対象者)

5 公共職業安定所の受講勧奨を受けた者であって、車両系建設機械等に係る技能講習にあっては当該技能講習に係る労働安全衛生法令の受講資格を満たす者、大型特殊免許(第1種)の取得に係る教育訓練にあっては道路交通法第85条第1項に規定する免許のうち、大型免許、中型免許又は普通免許を受けた者であること。

(訓練内容)

6 教育訓練の内容は、次のいずれにも該当すること。

なお、車両系建設機械等の運転に係る技能の習得に加えて、損壊家屋等のがれきの処理又は大型特殊免許(第1種)の取得に関連する教育訓練を訓練内容に加えることは妨げないこと。

車両系建設機械等の運転技能に必要な実践的な知識・技能を習得する内容であること。

車両系建設機械等に係る労働安全衛生法第76条第1項の技能講習のうち、次のイからニまでのいずれかを訓練内容に含むこと。

- イ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
 - ロ 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
 - ハ 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
 - ニ その他、中央職業能力開発協会（以下「中央協会」という。）の会長ががれきの処理のため必要と判断した運転技能講習
- 労働安全衛生法令又は道路交通法令に定める学科及び実技の要件を満たすこと。
学科については、集合型訓練により行うこととし、e - ラーニング等の通信によるものは認めないこと。

（訓練期間・訓練時間）

- 7 訓練期間、訓練時間については、次の要件をすべて満たしていること。
訓練期間は、1ヵ月以内とし、その間の訓練日数は、10日以上とする。
総訓練時間は、50時間以上とすること。
1日の訓練時間は、労働安全衛生法令又は道路交通法令に定める基準に従うものとする。
時間数の算定については、60分（休憩時間を除く。）を1時間として算定すること。

（修了後の資格）

- 8 車両系建設機械等に係る労働安全衛生法第76条第1項に規定する技能講習修了の資格又は道路交通法第85条第1項に規定する大型特殊免許（第1種）であること。

（指導方法）

- 9 労働安全衛生法令又は道路交通法令に定める基準に準拠した訓練科目・訓練時間に基づき、かつ施設・設備や教材等を有効に活用した効果的な指導方法等により、各受講者の特質及び習得状況に応じた指導を行うこと。

（教材）

- 10 労働安全衛生法令又は道路交通法令に定める基準に準拠した訓練カリキュラムとの整合性があり、教育訓練効果が期待できる教材・消耗品を使用すること。

（受講費用）

- 11 受講費用は無料であること。ただし、受講者の所有となる教科書、実習服等及び大型特殊自動車免許に係る申請・交付手数料は除くこと。

（教育訓練の記録作成・保管）

- 12 受講者に係る出席簿を、訓練奨励金の算定基礎月単位に作成し、適正に保管すること。

実施した日々の教育訓練の内容、担当講師名、受講者の出席記録及び受講者の習得状況に関する記録を、労働安全衛生法令又は道路交通法令の定める基準に基づき作成

し、適正に保管すること。

さらに、受講者から遅刻・早退・欠席に関する届及びこれに必要な添付書類を受領し、適正に保管すること。

(修了証の発行)

13 あらかじめ定められた訓練日数の8割以上を受講しているとともに、習得した知識・技能が修了に値すると労働安全衛生法令又は道路交通法令に基づき認められる場合に修了とすることとし、この要件に該当する受講者に対して、実施機関が労働安全衛生法令又は道路交通法令に定める様式に基づき修了証を発行すること。上記6の車両系建設機械等の運転に係る技能の習得に加えて、損壊家屋等のがれきの処理に関連する教育訓練を行う場合は、実施機関が予め定めた様式に基づく修了証をも発行すること。

(欠格要件)

14 次のいずれの事項にも該当しないこと。

実施機関

イ 教育訓練に関して、労働安全衛生法令、道路交通法令をはじめとする関係法令に違反し、行政処分、刑罰又は損害賠償の対象となった者であって、当該事実が判明した日から2年を経過していないもの。

ロ 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、基金訓練の実施機関とすることが相応しくないと中央協会会長が判断した者。

ハ 認定計画申請日の前年(度)及び前々年(度)において、納付すべき税金、社会保険料又は労働保険料の未納があること。

ニ 中央協会又は中央協会からの業務委託先機関(以下「委託先機関」という。)が行う調査において不正受給を行おうとし、又は行った者であって、当該事実が発覚した日から2年を経過していないもの。

ホ その他教育訓練の実施機関として明らかに適性を欠くと中央協会会長が判断した者又は判断する者。

下記イから八までのいずれかの要件に該当し、改善が見られないもの。

具体的には、実施したコースが下記イから八のいずれかの要件に該当することとなった後、実施機関が当該訓練を実施した都道府県において、当該コースと、同一訓練コースの訓練計画の認定申請(以下「2回目の申請」という。)を行おうとする場合には、中央協会は、該当した要件を示しつつ、当該実施機関に対して、改善計画の提出を求め、これが提出されるまでの間、当該申請を受理しないものとする。

また、2回目の申請に基づきコースを実施した実施機関が、当該コースについて、再び同一の要件に該当することとなった場合には、それ以降、当該実施機関が当該訓練を実施した都道府県において、同種のコースは認定されないものであること。

イ 訓練修了者の訓練修了後3か月経過時点における就職率(把握した訓練修了者から引き続き訓練受講を希望する者等を除いた数に占める就職者数の割合)が30

%を下回った場合

なお、就職のために中退した者は、訓練修了者及び就職者として就職率の算定に含めること。

ロ 訓練修了者の訓練修了後3か月経過時点における就職状況について、委託先機関を通じて中央協会あてに報告された訓練修了者からの書面の数（中退者から提出された書面及び訓練修了時に就職している者から訓練修了時に提出された書面の数を含む。）が受講者数全体の60%を下回った場合

ハ 訓練受講者等から訓練実施に関する苦情等が複数回寄せられたことなどから、基金訓練の適正な実施のために必要な改善を中央協会から求められた場合

なお、イ及びロの要件については、原則として、認定基準の19に基づき、別途示された方法により、期日までに委託先機関を通じて、中央協会あてに報告のあった書面に基づき判断するものであること。

（個人情報取扱い）

15 教育訓練を実施するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利、利益を侵害することがないような管理・運営を行うことができる機関であること。

（受講者に対する就職支援）

16 訓練期間中及び訓練修了後に受講者に対して行う就職支援の内容について、訓練計画に明記し、実施すること。

この場合の就職支援とは、次のいずれかをいい、このうち、及びは必ず行うこととする。

職場見学等の機会提供、就職個別相談の実施、地域の雇用情勢等に関する就職講話、求人情報の提供、履歴書・職務経歴書の書き方指導、就職マッチングイベント等の情報提供、公共職業安定所への受講者の誘導、面接の指導、キャリア・コンサルタントを招へいした個別相談、職業紹介（無料職業紹介又は有料職業紹介事業の許可を受けている場合に限る。）、ジョブ・カードの作成支援及び交付

（職業安定機関等との適切な連携等）

17 訓練の応募開始・締め切り、受講者の選考等に係る期日の設定に当たっては、受講開始日を踏まえた上で適切なものとなるよう、委託先機関及び公共職業安定所と協議、調整を行うこと。また、公共職業安定所が実施する訓練受講希望者に係る照会、訓練修了者に対する就職支援等について、職業安定機関等との連絡、連携を適切に行うこと。

（受講者等に対する相談体制）

18 受講者等からの相談やクレーム等に対して、運営・管理担当者が誠意をもって適正に対応し、相談及び対応の経過が記録できる体制を確保すること。

(就職状況の把握・報告)

1 9 訓練修了者及び就職のために中退した者(以下「訓練修了者等」という。)の訓練修了後3か月経過後の就職状況(就職のために中退した者の場合は、中退時の就職状況)、その他の帰すうについて、訓練修了者等からの書面の提出を求め、訓練修了者等の属性を含め把握すること。また、把握した内容を別途示す期日及び方法により委託先機関を通じて、中央協会あてに報告すること。報告の際には、訓練修了者等からの書面を添付すること。

(損害保険等の加入等)

2 0 全受講者の訓練期間中の災害補償制度を措置すること。また、受講者が訓練受講中又は通所途上において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合に、その損害を補償するための損害保険制度について、受講者に情報提供すること。

(調査・報告の協力)

2 1 中央協会又は委託先機関が行う教育訓練の実施状況に係る調査及び就職状況に係る報告等に協力すること。

(支給申請書等の提出)

2 2 訓練・生活支援給付金に係る各受講者の支給申請書については、コースごとに、申請を希望する受講者全ての支給申請書を取りまとめ、所定の確認書類(上記12の出席簿の写しを含む。)、必要な添付書類等を付して、教育訓練機関の所在地を所管する公共職業安定所の確認を受けた上で、中央協会が定める手続に則り、遅滞なく中央協会に提出すること。

(認定数の制限)

2 3 都道府県毎のコースの設定状況について、当該地域の訓練ニーズを大幅に超える数のコースが設定されると認められる場合等、中央協会が関係機関における協議等を踏まえて必要と認める場合には、中央協会は都道府県毎に認定するコースの数に一定の制限を設ける場合があること。

(認定の取消)

2 4 中央協会は、次のいずれかの事項に該当する場合、当該実施機関の訓練計画の認定を、過去に遡って又は将来に向かって取り消すことができること。

当該震災対策特別訓練コースがこの認定基準に合致しなくなったとき。

実施機関に震災対策特別訓練コースの運営における不適正な行為があったとき。

実施機関が中央協会又は委託先機関からの助言・指導に従わないとき。

(認定後における実施機関の変更の禁止)

2 5 認定を受けた震災対策特別訓練コースの実施機関は、事業譲渡等により、当該認定を受けた地位を他人に移転してはならないこと。

附 則
この基準は、平成23年6月6日から施行する。